

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

別紙

改正案	現行
<p>制定 <u>20200623保局第2号 令和2年 7月 8日</u>                      改正 <u>20210716保局第3号 令和3年 8月 1日</u>  <u>20211109保局第2号 令和3年12月 1日</u>  <u>20241209保局第3号 令和7年 2月 6日</u>  <u>20260326保局第2号 令和8年 4月 1日</u></p>	
<p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p>本運用は、<u>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号）別表第3（第11条、第13条関係）</u>に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> <p><u>液化石油ガス器具等が、2以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る技術的内容を適用しなければならない。</u></p>	<p>経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官</p> <p>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について</p> <p><u>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第4号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和43年通商産業省令第23号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。</u>これにより、<u>技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。</u>以下の表は、<u>省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</u></p> <p>[新規]</p>

別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジ ガスこんろ	<p>1～7 [略]</p> <p>8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>液化石油ガスの通路</u>が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>9～32 [略]</p>
携帯液化石油ガス用バーナー	<p>1～5 [略]</p> <p>6 1つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにあっては、点火した後に手を離れた時、<u>液化石油ガスの通路</u>が開いた状態を維持しないこと。</p> <p>7～13 [略]</p> <p>14 <u>液化石油ガスの通路</u>は1.3メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>15～26 [略]</p>

別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジ ガスこんろ	<p>1～7 [略]</p> <p>8 液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造の<u>こんろ</u>（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>器具栓</u>が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>9～32 [略]</p>
携帯液化石油ガス用バーナー	<p>1～5 [略]</p> <p>6 1つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにあっては、点火した後に手を離れた時、<u>液化石油ガス通路</u>が開いた状態を維持しないこと。</p> <p>7～13 [略]</p> <p>14 <u>液化石油ガス通路</u>は1.3メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。</p> <p>15～26 [略]</p>